平　均　賃　金　算　定　書 （労基法第12条）

算定する労働者氏名　平　均　賃　金　様
平均賃金算定事由　今後の休業手当支給のため
平均賃金算定事由発生日　2013/6/25　［勤務が2暦日に亘る場合において、2暦日目に事由発生の時は始業時刻の属する日。但し、1昼夜交代勤務の場合は2日の労働であるから原則通り。）］

算定事由
1 解雇予告手当（20条）・・・労働者に解雇通知をした日
2 休業手当（26条、事業主の責めによるもの）・・・その休業日、2日以上の期間に亘る時はその初日
3 年次有給休暇（39条）・・・与えた日、2日以上の期間に亘る時はその初日
4 制　　裁（91条）・・・制裁の意思表示が相手方に到達した日
5 災害補償・・・死傷の原因たる事故発生の日又は診断によって疾病の発生が確定した日 ----労災保険の対象
【休業補償（第76条）・障害補償（第77条）・遺族補償（第79条）・葬祭料（第80条）・打切補償（第81条）・分割補償（第82条）】

数式無しの入力用セル
数式有りの入力可能セル

			雇入年/月/日	2012/4/1	常用・日雇の別	常　用	
賃金支給方法（該当項目を○で囲む）			月給・週給・日給・時間給・出来高払い制・その他請負制			賃金締切日	20
A	支払ったもの 月・週その他一定の期間によって	賃金計算期間（暦日）	3月21日から 4月20日まで	4月21日から 5月20日まで	5月21日から 6月20日まで	計	
		計算期間の総日数	31 日	30 日	31 日	（イ）	92 日
		項目名称 基本給	142,000	142,000	142,000		426,000
		役付手当	13,000	13,000	13,000		39,000
		家族手当	6,000	6,000	6,000		18,000
		通勤手当	4,420	4,420	4,420		13,260
		小口現金管理手当	2,500	2,500	2,500		7,500
				0	0		0
				0	0		0
				0	0		0
				0	0		0
		除外すべき賃金額		85,000			85,000
		計	167,920	82,920	167,920	（ロ）	418,760
B	日若しくは時間又は出来高払い制その他請負制によって支払ったもの	賃金計算期間	3月21日から 4月20日まで	4月21日から 5月20日まで	5月21日から 6月20日まで	計	
		計算期間の総日数	31 日	30 日	31 日	（イ）	92 日
		計算期間の実労働日数	25 日	24 日	26 日	（ハ）	75 日
		項目名称		0	0		0
		早出残業休日手当	4,845	4,845	4,845		14,535
		歩合手当		0	0		0
		目標達成手当	3,000	3,000	3,000		9,000
				0	0		0
				0	0		0
				0	0		0
				0	0		0
				0	0		0
		除外すべき賃金額					0
		計	7,845	7,845	7,845	（ニ）	23,535
総　計（A枠+B枠）			175,765	90,765	175,765	（ホ）＝（ロ＋ニ）	442,295
Ⅰ.原則的平均賃金			賃金総額（ホ）÷ 総日数（イ）＝		4,807.55	（単位：銭）	

※賃金締切日・・・①給料を2回に分けて支給するような場合は前月末日と見なす
②賃金毎に締切日が異なる場合は、各賃金毎の締切日を適用する
③賃金締切日に事由が発生した場合は、更に遡る締切日を適用する

※左記の各期間から除外すべき日数・・・・①業務上の傷病による休業期間（業務外の傷病休業期間は除外しない）
②産前産後の休業期間
③使用者の責めに帰すべき休業期間
④育介法に定める育介休業の期間
⑤試の使用期間
（賃金も同様に除外する）
注：雇入後3ヶ月未満の場合はその期間と期間中の賃金
注：除外期間が過去3ヶ月以上に亘る場合は労働基準局長が定める

実際に除外する日数				備考メモ
5月21日から 6月20日まで	の期間から	0	日控除する	
4月21日から 5月20日まで	の期間から	0	日控除する	
3月21日から 4月20日まで	の期間から	0	日控除する	

※左記の各期間から除外すべき賃金
①期間から控除した日数に見合う賃金
②臨時に支払われた賃金・・・臨時的、突発的理由に基づいて支払われたもの及び結婚手当等支給条件は予め確定されているが、支給事由の発生が不確定であり、かつ非常に稀に発生するものを言う。
③3ヶ月を超える期間毎に支払われる賃金（計算期間が3ヶ月を超える賃金）

※一般的な通常のケース以外では期間のとり方や賃金の算入方法が異なる場合が多々あるので、迷う場合は基準局へ照会をして下さい。その場合には、このソフトでは算定できないことがあります。

Ⅱ.最低保障平均賃金の計算

①	A枠の（ロ）÷総日数（イ）＝	¥4,552
②	B枠の（ニ）÷ B枠の合計労働日数（ハ）×0．6＝	¥188
③	最低保障平均賃金　①＋②＝	¥4,740

Ⅰ.原則的平均賃金と Ⅱ.最低保障平均賃金を比較した結果、その多い金額を採用し、最低賃金は下記の金額。

¥4,808　（円未満切上）

※決定した平均賃金の60%以上を支払えばよいとされる場合(労基法第26条の事業主の責めによる休業手当、第76条の業務上負傷疾病による休業補償、第80条業務上死亡の葬祭料）は、1日当たり下記金額になる。

¥2,885　（円未満切上）

作成日　2013/4/12

承　　認	コ　メ　ン　ト	作　成